

農地の町単独災害復旧制度について

熊本地震で被災した農地において、国の災害復旧事業の対象とならなかった農地の所有者または耕作者に対して、町単独の補助制度があります。

対象事業費が8万円以上40万円未満で、補助率8割の補助上限額が30万円となっています。

【問い合わせ】 役場 農政課 ☎096-293-3116

農業用施設・林道等の被害状況について

農地や農業用施設（水路、農道、ため池など）、林道被害の状況は11月末日現在で、国庫補助対象が71件の2億9,935万円。町単独補助対象が275件の1億1,000万円で、合計346件の4億9,935万円にもなっています。早期復旧に努めていきます。

【問い合わせ】 役場 農政課 ☎096-293-3116

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について

熊本地震で被災した中小企業などがグループを形成し、県の認定を受けた範囲での施設や設備などの復旧費用について、4分の3または2分の1を補助する制度です。（補助対象者の規模によって補助率が異なります。）11月末時点の申請状況は3グループで、補助申請額は48億円（事業費94億円）にのぼっています。

事業実施期間は平成29年3月31日までです。

【問い合わせ】 役場 商業観光課 ☎096-293-3115

小規模事業者販路開拓支援事業について

熊本地震の影響を受けた小規模事業者に対して、経営計画に沿って取り組む販路開拓などの経費の一部について3分の2を補助します。補助の上限額は200万円（複数事業者連携の共同事業の場合は2,000万円）で、受付期限（2次）は平成29年1月27日までです。

【問い合わせ】 大津町商工会 ☎096-293-3421

商工業施設（事業所など）の被害状況について

事業所などを含む商工業施設の被害状況は、り災証明書発行件数が431件で、被害総額は約600億円にのぼっています。【問い合わせ】 役場 商業観光課 ☎096-293-3115

土木部

住家被害認定調査について

り災区分	調査結果 件数	割合
全壊	145	3.6%
大規模半壊	209	5.2%
半壊	1,082	27.0%
一部損壊	2,576	64.2%
計	4,012	

り災証明書発行に際して随時、被害認定調査を行っています。調査は、半壊以上の判定の場合必要ですが、一部損壊の場合は、写真判定によりその場でり災証明書を交付しています。

（り災証明書の発行については、P. 3参照）

←左表には、写真判定による一部損壊を含みません。

※左表の件数は平成28年12月12日現在

【問い合わせ】 役場 都市計画課

☎096-293-4011